

# 労働法令の改正について

(金沢労働基準協会 R7.12.25)

令和7年中に改正公布された労働法令と令和7年中に改正施行された労働法令を掲載しています。

## 改正労働安全衛生法施行令

### ラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質の追加関係

(令和3年3月19日公布)

(令和7年4月~)

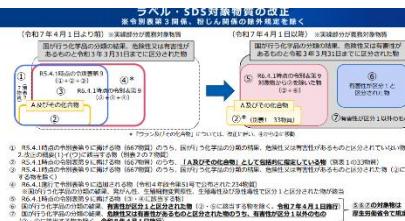
労働安全衛生法施行令(安衛令)第18条及び第18条の2の規定に基づき令別表第9に個々の物質名を列挙する規定方法から、

安衛令では対象物質の性質や基準を包括的に示し、規制対象の外枠を規定した上で、

当該性質や基準に基づき個々の物質名を厚生労働省令に列挙する方法へ改正が行われるとともに、ラベル・SDS対象物質の追加等が行われました。

リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/1130500/00/001126135.pdf>



リスクアセスメント対象物質の健康診断に関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/1130200/00/001156454.pdf>



リスクアセスメント対象物質健康診断に関するガイドラインの概要について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001156455.pdf>

## 改正労働安全衛生規則

### 労働者死傷病報告の電子申請が義務化されます！ (令和6年3月18日公布)

(令和7年1月~)

労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正されました。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。これまで自由記載であった次の①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

#### ①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。(例) 製造業 > 食料品製造業 > 水産食料品製造業 > 水産缶詰・瓶詰製造業

#### ③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。(例) 傷病名: 負傷 > 切断 傷病部位: 頭部

#### ④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください

#### ⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

通達(令和6年3月28日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001344869.pdf>

その他の報告リーフレット

事業主の皆さまへ

### 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化※されます

令和7年(2025年)1月1日施行

労働者が労働災害等により死傷し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません(労働安全衛生規則第97条)。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間は電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入欄が5分割されました。

#### 主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入欄が5分割されました。

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。(例) (01) 製造業 > 食料品・飲料酒・水産食料品製造業 > 水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準産業分類から該当する小分類項目を選択してください。(例) 主要生産工程者 > 製造・加工処理販売業者 > 食料品・飲料酒・水産缶詰・瓶詰製造業

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。(例) 負傷 > 切断

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/1120000/00/001292236.pdf>

その他の報告

<https://www.mhlw.go.jp/content/1120000/00/001281755.pdf>



# 労働法令の改正について

(金沢労働基準協会 R7.12.25)

令和7年中に改正公布された労働法令と令和7年中に改正施行された労働法令を掲載しています。

## 改正労働安全衛生規則

### 一人親方等の安全衛生対策

労働者と同じ場所で危険有害な作業を行う個人事業者等にも規定が適用されるよう改正されました。

(令和6年4月30日公布)

(令和7年4月~)

条文中の「労働者」を「作業に従事する者」に置き換えるなど次のような各規定が改正された。

第24条の6(隧道等人員の確認)

第101条(原動機、回転軸等)

第116条(テーブルどう乗の禁止)

第128条(自動送材車立入禁止)

第150条3産業用ロボット教示等)

第150条5産業用ロボット検査等)

第151条7車両系荷役運搬機械等

第151条95車両系木材伐出機械

第151条142林業架線作業

第162条車両系建設機械

第245条型わく支保工組立作業

第273条化学設備送給原材料

第313条ガス集合溶接装置

第361条地山の崩壊等危険個所

第389条7ずい道等建設作業

第411条岩石採取掘削作業場

第433条はい付けはいぐし作業

第452条揚貨装置、クレーン、移動式クレーン又はデリック

第478条かかり木の処理の作業

第479条伐木の作業

第481条造林、伐木、かかり木の処理、造材。木寄せの作業

第517条3建築物鉄骨組立

第517条7鋼橋架設等の作業

第517条11木造建築物の組立

第532条2ホッパー等の内部

第564条足場の組立等作業

第575条7作業構台組立作業

第575条12土石流危険河川の建設工事

改正省令新旧対照表

<https://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-2/hor1-2-381-1-2.pdf>

改正通達(令和6年4月30日)

<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombu/n/hor1-65/hor1-65-9-1-0.htm>

事業者・一人親方の皆さまへ

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく改正により、作業を請け負わせる一人親方や、同じ場所で作業を行なう労働者以外の人に対して、労働者と同様の保護が図られるよう、必要な措置(※)を実施することが事業者が行なうべきと義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第21条、第21条及び第25条、第25条の2に則りて定められている以下の4の命令で、作業場に起因する危険等に対するもの(退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止等、基天候時の作業等)について、事業者が実施する措置が対象です。

労働安全衛生規則「ボイラー及び圧力容器安全規則」・クレーン等安全規則・ゴンドラ安全規則

・ハイドロ・クレーン等安全規則

法令改正等の主な内容

- 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲と、作業場で何らかの作業に従事する者のに該当

危険箇所等で作業を行なう場合に、事業者が行なう以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人(一人親方や会社の労働者、資材購入業者、医務員など、契約関係は問わない)も労働者に該当することが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等の撤去禁止、立入禁止等が可能な箇所の撤去の命令、撤去命令の作業停止の措置を行なう場合、その場所で作業を行なう労働者以外の人もその対象とすること
- 現地等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- 事業者に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場にいる労働者以外の人も労働者に該当されること

- 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人(一人親方、下請業者)に行なわれる場合には、以下の措置が義務付けられます。

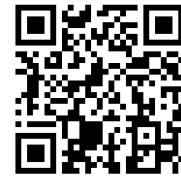
- 立入禁止するのを要がるもの(危険箇所等の内部等)において、所定的に作業を行なうために労働者に保護具等の使用を命ぜる場合に、請負人(一人親方、下請業者)に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務化されるのは、立入禁止するのを要がるもの(危険箇所等の内部等)において、所定的に作業を行なうために労働者に保護具等の使用を命ぜる場合に、請負人(一人親方、下請業者)に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知することが強調されます。

労働省労働省都道府県労働局・労働基準監督署

2024年4月作成

リーフレット  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001254088.pdf>



## 改正ボイラー及び圧力容器安全規則

### 一人親方等の安全衛生対策

労働者と同じ場所で危険有害な作業を行う個人事業者等にも規定が適用されるよう改正されました。

(令和6年4月30日公布)

(令和7年4月~)

(ボイラー室の出入口)第19条の規定の「ボイラーを取り扱う労働者」を「ボイラーを取り扱う者」に改め、

ボイラー室の管理等)第29条の規定を「ボイラー室その他のボイラー設置場所に

に係者以外の者がみだりに立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により

禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止

である旨を見やすい箇所に表示すること」とされました。

改正省令

<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombu/n/hor1-2/hor1-2-381-1-0.htm>



## 改正クレーン等安全規則

### 一人親方等の安全衛生対策

労働者と同じ場所で危険有害な作業を行う個人事業者等にも規定が適用されるよう改正されました。

(令和6年4月30日公布)

(令和7年4月~)

搭乗の制限規定の第26条の「労働者」を「クレーンを使用する作業場において作業に従事する者」に、第27条の「労働者」を「労働者(作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、労働者及び当該請負人)」に改められました。

立入禁止規定の第28条の「労働者を立ち入らせてはならない」を「当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない」に、

第29条の「労働者を立ち入らせてはならない」を「当該作業場において作業に従事する者がつり上げられている荷の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない」に改められました。

改正省令

<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombu/n/hor1-2/hor1-2-381-1-0.htm>



改正省令新旧対照表

<https://www.jaish.gr.jp/horei/horei/hor1-2/hor1-2-381-1-3.pdf>



改正通達(令和6年4月30日)

<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombu/n/hor1-65/hor1-65-9-1-0.htm>



# 労働法令の改正について

(金沢労働基準協会 R7.12.25)

令和7年中に改正公布された労働法令と令和7年中に改正施行された労働法令を掲載しています。

## 改正ゴンドラ安全規則

### 一人親方等の安全衛生対策

労働者と同じ場所で危険有害な作業を行う個人事業者等にも規定が適用されるよう改正されました。

(令和6年4月30日公布)

(令和7年4月~)

(ゴンドラを使用して作業を行なつている箇所の下方の立入禁止) 第18条の規定の「関係労働者」を「関係者」に、

「立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。」を

「立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することとの他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該箇所が立入禁止である旨を」に改められました。

改正省令

<https://www.jaish.go.jp/anzen/hor/hombu/n/hor1-2/hor1-2-381-1-0.htm>



## 改正労働安全衛生規則

職場における熱中症予防対策が強化されました。

(令和7年4月15日公布)

(令和7年6月1日~)

### 熱中症による健康障害を防止する体制整備と関係作業者への周知

事業者は、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者が当該作業に従事する他の者に熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合にその旨を報告させる体制を整備し、作業に従事する者に対し、連絡体制を周知させなければならないこととされました。

施行通達 (令和7年5月20日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001490909.pdf>



## 改正労働安全衛生規則

職場における熱中症予防対策が強化されました。

(令和7年4月15日公布)

(令和7年6月1日~)

### 熱中症による健康障害防止措置の実施手順の作成と関係作業者への周知

事業者は、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、作業からの離脱、身体冷却、必要に応じての医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、作業に従事する者に対し、措置の内容及びその手順を周知させなければなりません。

## 改正労働安全衛生規則

### 改正安全衛生特別教育規程

(電気自動車等の整備の業務に係る特別教育)

(令和6年6月3日公布)

(令和6年10月~)

電気自動車等のバッテリーを低圧に限定する規定を除き、高圧電気のバッテリーの電気自動車等も電気自動車等の整備の業務に係る特別教育の対象とすることとされました。

厚生労働省労働基準局長通達

(令和6年6月12日)

[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00tc8577&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc8577&dataType=1&pageNo=1)



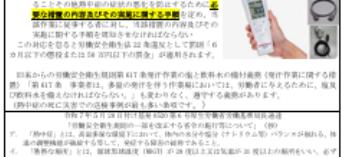
改正条文リーフレット

<https://kanarouki.or.jp/materials/175694663257601.pdf>



改正条文リーフレット

<https://kanarouki.or.jp/materials/175694663257601.pdf>



# 労働法令の改正について

(金沢労働基準協会 R7.12.25)

令和7年中に改正公布された労働法令と令和7年中に改正施行された労働法令を掲載しています。

## 改正労働安全衛生法

### 個人事業者に対する安全衛生対策(令和7年5月14日公布)

(令和7年5月15日~)

#### 個人事業者の定義及び注文者等が講すべき措置

(2)建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮することとなりました。

法改正の概要リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001497667.pdf>

#### 労働安全衛生法及び作業場測定法の一部を改正する法律案の概要

改正の概要  
1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の強化  
2. 作業場測定八項目の強化  
3. 作業場内における労働災害防止の強化  
4. 機械による労働災害の防止の強化  
5. 高齢者の労働災害防止の強化

施行日  
令和7年4月1日(ただし、1月の一部は5月1日、3月の一部は8月10日)、1月の一部は令和9年1月1日(ただし、一部は4月1日、2月の一部は8月10日)、2月の一部は令和9年4月1日(ただし、一部は8月10日)

改正安衛法リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001513749.pdf>

#### 労働安全衛生法及び作業場測定法 改正の主なポイントについて



通達(令和7年5月14日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001497674.pdf>



改正安衛法厚生労働省  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou\\_roudou/roudoukijun/zen-an-eihou/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/roudoukijun/zen-an-eihou/index_00001.html)

## 改正労働安全衛生法

### 機械による労働災害の防止の促進(令和7年5月14日公布)

(令和8年1月1日~)

#### 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

(1)特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければならないこととされました。  
(2)検査業者は(1)の基準に従って特定自主検査を行わなければならず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、これに違反した検査業者に対し、特定自主検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができることとなりました。  
(3)厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、(2)の前段に違反し、又は(2)の後段の命令に違反した検査業者の登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとなりました。  
(4)何人も、安衛法に基づき技能講習修了証を交付する場合を除くほか、技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面を交付してはならず、都道府県労働局長は、技能講習の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、技能講習修了証を不正に交付し、又はこれと紛らわしい書面を交付した者に対し、交付した技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずことができることとなりました。  
(5)都道府県労働局長は、登録教習機関が(4)の命令に従わない場合には、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとなり、これにより登録を取り消したときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、十年を超えない範囲内で取消処分を受けた者が登録を受けることができない期間を指定することとなりました。

## 改正労働安全衛生法

### 個人事業者に対する安全衛生対策(令和7年5月14日公布)

(令和8年4月~)

#### 個人事業者の定義及び注文者等が講すべき措置

(1)事業を行う者で労働者を使用しないものが、個人事業者として労働安全衛生法に位置付けられました。  
(3)厚生労働大臣が、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業を行う者、その団体その他の関係者に対し、労働災害の防止について必要な勧告要請をできることとなりました。  
(4)特定元方事業者等が統括安全衛生責任者を選任しなければならない場合を、その労働者である作業従事者及び関係請負人に係る作業従事者が一の場所において作業を行うときとされました。  
(5)建設業に属する事業の元方事業者等が店舗安全衛生管理者の選任、特定元方事業者等が作業間の連絡及び調整、製造業等の元方事業者等が作業間の連絡及び調整等の措置を講じなければならない場合について、関係請負人に係る作業従事者が一の場所において作業を行うときとされました。  
(6)建設業その他政令で定める事業者は、爆発、火災等が生じた場合の作業従事者の救護に必要な措置を講じなければならず、数次の請負契約によって行われる場合においては、元方事業者又は指名された事業者は、作業に従事する全ての作業従事者に対し、救護の措置を講ずることとされました。

# 労働法令の改正について

(金沢労働基準協会 R7.12.25)

令和7年中に改正公布された労働法令と令和7年中に改正施行された労働法令を掲載しています。

## 改正労働安全衛生法

### 個人事業者に対する安全衛生対策(令和7年5月14日公布) (令和8年4月~)

#### 個人事業者の定義及び注文者等が講すべき措置

(7)元方事業者は、関係請負人及び関係請負人に係る作業従事者が、仕事に関し、安全衛生法令の規定に違反しないよう必要な指導を行い、違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならず、違反者はその指示に従わなければならぬこととされました。

(8)建設業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所等におケルヒヤー関係請負人が講すべき危険防止措置が適正に講ぜられるよう技術上の指導その他の必要な措置を講ずることとされました。

改正安衛法リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001513749.pdf>



通達(令和7年5月14日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001497674.pdf>



改正安衛法厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzan-eihou/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzan-eihou/index_00001.html)

## 改正労働安全衛生法

### 個人事業者に対する安全衛生対策(令和7年5月14日公布) (令和8年4月~)

#### 個人事業者の定義及び注文者等が講すべき措置

(10)特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物等を請負人の作業従事者に使用させるとときは、その建設物等について、労働災害を防止するため必要な措置を講ずることとされました。

(11)建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者又は個人事業者に係る作業従事者が一の場所において機械に係る作業を行う場合において、当該作業に係る仕事を自ら行う発注者又は当該仕事の全部を請け負った者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているものは、当該場所において当該作業に従事する全ての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講ずることとされました。

(12)注文者は、その請負人に対し、仕事に関し、その指示に従って請負人の作業従事者が作業を行ったならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならないこととされました。

(14)(5)、(6)、(10)等の場合において、作業従事者は、講ぜられる措置に応じて必要な事項を守らなければならず、これらの措置の実施を確保するためにされる指示に従わなければならぬこととされました。

## 改正労働安全衛生法

### 個人事業者に対する安全衛生対策(令和7年5月14日公布) (令和8年4月~)

#### 個人事業者等が講すべき措置

(1)労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努めなければならないこととされました。

(2)労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が安衛法第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならないこととし、当該者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定めることとされました。

#### 3 申告及び災害状況の調査

##### (申告関係)

(1)作業従事者は、事業場に安衛法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適切な措置をとるように求めることができることとし、注文者、機械等貸与者その他の作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、申告を理由として、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないこととされました。

# 労働法令の改正について

(金沢労働基準協会 R7.12.25)

令和7年中に改正公布された労働法令と令和7年中に改正施行された労働法令を掲載しています。

## 改正労働安全衛生法

### 化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備

(令和7年5月14日公布)

(令和8年4月~)

### 営業秘密である成分に係る代替化学名等の通知

(1) 通知対象物譲渡者等は、通知対象物に関する有害成分の情報が、営業秘密として管理されている旨を相手方に明示した上で、代替化学名等を通知することをもって通知対象物に関する成分の通知に代えることができることとされました。

(2) 代替化学名等通知者は、通知対象物の成分、通知した代替化学名等その他の厚生労働省令で定める事項を記録しなければならないこととし、記録に基づいて作成した書類を保存しなければならないこととされました。

(3) 代替化学名等通知者は、通知対象物による健康障害に医師による診断、治療その他必要があるときは、医師の求めに応じて、通知対象物の成分の情報を当該医師に開示しなければならず、厚生労働大臣等は通知対象物譲渡者等に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができることとされました。

(4) 厚生労働大臣は、代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表し、この指針に従い、通知対象物譲渡者等に対し、必要な指導等を行うことができることとされました。

## 改正労働安全衛生法

### 機械等による労働災害防止対策 (令和7年5月14日公布)

(令和8年4月~)

### 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

(1) 特定機械等の製造の許可の申請は、登録設計審査等機関が行った設計審査の結果を記載した書類を添付して行うこととなりました。

ただし、安衛法に基づき都道府県労働局長が申請に係る特定機械等の設計審査の業務を行うときは、この限りでないとされました。

(2) 特定機械等のうち、ボイラー、第一種圧力容器、移動式クレーン及びゴンドラボイラー等)を製造し、輸入した者、ボイラー等で一定期間設置されなかつたものを設置しようとする者又はボイラー等で使用を廃止したものを再び使用しようとする者は、登録設計審査等機関の製造時等検査を受けなければならず、登録設計審査等機関は、製造時等検査に合格した移動式のボイラー等について、検査証を交付することとなりました。

また、外国においてボイラー等を製造した者は、輸入されたボイラー等について、自ら登録設計審査等機関の検査を受けることができることとなりました。

(3) 登録設計審査等機関の登録は、地域の区分ごとに、設計審査又は製造時等検査を行おうとする者の申請により行うこととされ、設計審査に係る登録要件が設けられることとなりました。

(4) 登録設計審査等機関の義務等について、改正前の登録製造時等検査機関と同様に、技術基準適合証明、審査の実施、総務大臣への報告義務、賄賂の禁止が義務付けられています。

ただし、登録設計審査等機関は、厚生労働大臣が定める方法に従って設計審査又は製造時等検査を行わなければならず、登録事項のうち名称等の変更の届出については、変更の日から二週間以内に、厚生労働大臣に届け出なければならないこととなりました。

## 改正労働安全衛生法

### 高齢者の労働災害防止のための措置

(令和7年5月14日公布)

(令和8年4月~)

1 事業者は、高齢者の労働災害の防止を図るために、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならないこととされました。

2 厚生労働大臣は、事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表することとされ、当該指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができることとなりました。

### 改正安衛法 リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/1130000/001513749.pdf>



通達 (令和7年5月14日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/1130000/001497674.pdf>



### 改正安衛法厚生労働省サイト

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudoukijun/zen-an-eihou/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudoukijun/zen-an-eihou/index_00001.html)



# 労働法令の改正について

(金沢労働基準協会 R7.12.25)

令和7年中に改正公布された労働法令と令和7年中に改正施行された労働法令を掲載しています。

## 改正労働安全衛生法

### 化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備

(令和7年5月14日公布)

(令和8年10月~)

### 作業環境測定の対象拡大

- (1)「個人ばく露測定」とは、作業環境測定のうち、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行うものをいい、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析解析を作業環境測定に位置付けることとされました。
- (2)事業者は、法令で健康障害の防止のための措置等を講ずる場合、法定の作業環境測定を行わなければならず、また、通知対象物等による危険性又は有害性等の調査を行うに当たり、必要に応じて作業環境測定を行うこととされました。これらの場合の作業環境測定は、作業環境測定基準に従って行わなければなりません。
- (4)事業者は、(2)の作業環境測定を行うときは、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならぬこととされました。
- (5)作業環境測定士及び作業環境測定機関は、(2)の作業環境測定を実施するときは、法定の作業環境測定基準に従って実施しなければならず、個人ばく露測定のうちサンプリング又は分析の業務には、厚生労働省令で定める者に補助させることができることとされました。
- (6)作環法は、適正な作業環境及び労働者の作業の安全かつ衛生的な遂行を確保し、もって職場における労働者の健康を保持することを目的とすることとされました。

## 改正労働安全衛生法

### 個人事業者に対する安全衛生対策(令和7年5月14日公布)

(令和9年1月~)

#### 申告及び災害状況の調査

(災害調査関係)

- (2)厚生労働大臣は、労働災害の防止に資する施策を推進するため、業務に起因して作業従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した災害の発生状況に係る情報その他の必要な事項について調査を行うことができることとされ、厚生労働大臣は、調査のために必要なときは、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができることとされました。この厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長及び労働基準監督署長に委任することができることとされました。

## 改正労働安全衛生法

### 個人事業者に対する安全衛生対策(令和7年5月14日公布)

(令和9年4月~)

#### 個人事業者が講ずべき措置

- (3)事業者は、構造規格適用機械等について構造規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならず、作業従事役員等又は個人事業者である作業従事者は、自ら構造規格適用機械等を使用して作業を行う場合には、構造規格又は安全装置を具備していない機械等を使用してはならないこととされました。
- (4)個人事業者に係る作業従事役員等は、労働者と同一の場所において作業を行う場合には、法定機械の定期自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならぬこととされ、個人事業者に係る特定自主検査の実施方法を定めが定められました。
- (5)作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険有害な業務に就くときは、その業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を受けなければならず、特別教育のほか、作業を行う場所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全又は衛生のための教育を受けるように努めなければならないこととされました。

## 改正労働安全衛生法

### 個人事業者に対する安全衛生対策(令和7年5月14日公布)

(令和9年4月~)

#### 個人事業者の定義及び注文者等が講ずべき措置

- (9)作業場所管理事業者は、その管理する場所において労働者と請負人の作業従事者が法定の危険有害業務の作業によって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整など必要な措置を講ずることとされました。

- (13)(9)の場合において、作業場所管理事業者の請負人は、(9)により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じ、作業従事者は、その措置に応じて、必要な事項を守らなければならず、これらの請負人及び作業従事者は、作業場所管理事業者の指示に従わなければならぬこととされました。

# 労働法令の改正について

(金沢労働基準協会 R7.12.25)

令和7年中に改正公布された労働法令と令和7年中に改正施行された労働法令を掲載しています。

## 改正労働安全衛生法

心理的な負担の程度を把握するための検査等に関する特例の終了(令和7年5月14日公布)  
(公布の日から3年以内)

ストレスチェックの50人未満事業場への適用

政令で定める規模未満の事業場(常時使用する労働者数が50人未満の事業場)については、安衛法第66条の10第1項の労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査の実施が、当分の間、努力義務とされていたところ、当該規定を削除することとされました。

この結果、常時使用する労働者数が50人未満の事業場も労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査を実施しなくてはならなくなりました。

## 改正労働安全衛生法

化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備  
(令和7年5月14日公布)  
(公布の日から5年以内)

危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

通知対象物譲渡者等(通知対象物を譲渡し、又は提供する者)の文書の交付等による通知義務に罰則を設けるとともに、通知事項に変更を行う必要が生じた場合の変更事項の通知について、努力義務を義務に引き上げることとされました。

## 改正電離放射線障害防止規則

工業用特定エックス線装置等の安全対策強化

(令和7年10月29日公布)

令和3年に発生したエックス線装置の点検作業中の被ばく事故の原因に、現場に普及している自動警報装置とインターロックの問題が指摘され、同種災害の再発防止のため、安全装置の設置及び使用義務化等の改正を行われました。

(令和9年10月~)

工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務拡大

工業用の特定エックス線装置(波高値による定格管電圧10kV以上の装置)すべてについて、自動警報装置の設置が義務化されました。

工業用等の特定エックス線装置の安全装置の設置義務化

工業用の特定エックス線装置(波高値による定格管電圧10kV以上の装置)すべてについて、インターロックや安全ロックキー、リミットスイッチ連動の照射停止装置等のような、意図しない偶発的な

被ばくを防ぐフループルーフのための安全装置の設置が義務化されました。

医療用の特定エックス線装置に関する措置

電離則における「医療用」のエックス線装置について、医療法施行規則や獣医療法施行規則と同様被ばく低減措置を、電離則においても義務づけられました。

リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001589338.pdf>



## 改正電離放射線障害防止規則

工業用特定エックス線装置等の安全対策強化

(令和7年10月29日公布)

(令和8年4月~)

自動警報装置の異常時の措置、作業の方法の決定と放射線業務従事者の指揮

エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者は自動警報装置の異常時には、事業者にその装置の使用を止めさせるなどの必要な措置をとらせ、また、放射線業務従事者の被ばくができるだけ少なくするように作業の方法を定め、放射線業務従事者を指揮させることとされました。

(令和9年10月~)

安全装置の有効保持のための点検、その異常時の措置、全装置を無効化する際の代替措置の確認

エックス線作業主任者は、エックス線装置の使用中にフループルーフのための安全装置が有効に動作していることを確認し、またそれら安全装置の異常時には安全装置が有効に動作し事業者に装置本体の使用を停止させるなどの必要な措置を取らせることとされました。また点検などの際に安全装置を無効化等した場合に代替措置が適切に行われているか確認することとされました。

(令和8年4月~)

エックス線装置、ガンマ線照射装置を取り扱う業務全体に特別教育を実施

エックス線装置またはガンマ線照射装置に関する特別教育は、従来は「透過写真撮影業務」に限定されていましたが、これらの装置を取り扱う業務全体に対象が拡大されました。

# 労働法令の改正について

(金沢労働基準協会 R7.12.25)

令和7年中に改正公布された労働法令と令和7年中に改正施行された労働法令を掲載しています。

## 改正石川県最低賃金告示

石川県最低賃金が70円引き上げられ、時間額1,054円になりました

(令和7年9月8日公示)

(令和7年10月8日~)

最賃リーフレット

[https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-rooudoukyoku/contents/17\\_mw2025\\_A4\\_japan\\_ishikawa.pdf](https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-rooudoukyoku/contents/17_mw2025_A4_japan_ishikawa.pdf)



ちゃんとチェック!

## 最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに

石川県 最低賃金

1,054円

UP  
70円

## 改正石川県特定最低賃金告示

石川県産業別特定最低賃金が時間額50円~66円引き上げられました

(令和7年11月25日公示)

(令和7年12月31日~)

1. 石川県一般機械製造業特定最低賃金が1,040円から50円引き上げられて時間額1,090円になりました。

2. 石川県自動車製造業特定最低賃金1,040円から50円引き上げられて時間額1,090円になりました。

3. 石川県電気機械製造業特定最低賃金1,008円から56円引き上げられて時間額1,064円になりました。

4. 石川県百貨店、総合スーパー最低賃金が994円から66円引き上げられて時間額1,060円になりました。



## 石川県内の最低賃金

最低賃金より低い賃金で労働することはできません。

●最低賃金は、パート・アルバイト等雇用形態に問わなく適用されます。

●また、労働者が最低賃金未満で働くことに同意しているとしても労働者なり、選択される最低賃金未満で労働実現したもののみ引き受けます。

改正発効日 令和7年10月8日

◇地域別最低賃金 (すべての労働者に適用されます)		
No.	最低賃金の名稱	時間額
	石川県最低賃金	1,054円

◇特定最低賃金 (特定の産業で働く基幹的労働者に適用されます)		
No.	最低賃金の名稱	時間額
1	一般機械	1,090円
2	自動車	1,090円
3	電気機械	1,064円
4	百貨店	1,060円

特定最賃リーフレット

<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-rooudoukyoku/contents/002467889.pdf>



## 改正育児介護休業法

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

(令和6年5月31日公示)

(令和7年10月~)

柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務になります

- 3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置
- 事業主が選択した措置について、労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

## 改正育児介護休業法

所定外労働の制限(残業免除)の対象が拡大されます

(令和7年4月~)

所定外労働の制限(残業免除)の対象が3歳に満たない子を養育する労働者から小学校就学前の子を養育する労働者に拡大されます。

## 改正育児介護休業法

育児のためのテレワークの導入が努力義務化されます

(令和6年5月31日公示)

(令和7年4月~)

3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

## 改正育児介護休業法

子の看護休暇が見直されます

(令和7年4月~)

【名称】が「子の看護休暇」から「子の看護等休暇」に変更

【対象となる子の範囲】が「小学校就学の始期に達するまで」から「小学校3年生修了まで」に延長

【取得事由】が「病気・けが」、「予防接種・健康診断」に「感染症に伴う学級閉鎖等」と「入園(入学)式、卒園式」を追加

【労使協定の締結により除外できる労働者】の「(1)引き続き雇用された期間が6か月未満」が撤廃、「(2)週の所定労働日数が2日以下」のみとなった。

## 改正育児介護休業法

仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主の義務になります

(令和7年10月~)

妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主に義務づけられました。

リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/1190000/00/001259367.pdf>





# 労働法令の改正について

(金沢労働基準協会 R7.12.25)

令和7年中に改正公布された労働法令と令和7年中に改正施行された労働法令を掲載しています。

## 改正次世代育成支援対策推進法

### 育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定が義務付けられます

(令和6年5月31日公布)

(令和7年4月~)

従業員数100人超の企業は、一般事業主行動計画策定時に次のことが義務付けられます。(従業員数100人以下の企業は、努力義務の対象です。)

- 計画策定時の男性労働者の育児休業取得状況およびフルタイム労働者の労働時間の状況の把握(PDCAサイクルの実施)
- 男性労働者の育児休業取得状況およびフルタイム労働者の労働時間の状況に関する数値目標の設定

リーフレット

<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/contents/contents/001913834.pdf>



事業主の福さまへ(全企業が対象です)

### 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法改正ポイントのご案内

公表日: 令和6年5月31日

以下が改正内容の主なポイントになります。※詳細は今後省令等で定められます。

#### I: 育児・介護休業法の改正ポイント

① 柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務になります

施行日: 公表日より6ヶ月以内の政令で定める日

● 3歳以下の、小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方

柔軟な働き方を実現するための措置

● 事業主が選択した措置について、労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

・事業主は、労働時間等の変更、テレワーク等(10日/月)、保育施設の設置済否等、新たな休暇の付与(10日/月)、短時間勤務制度

・労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して選択することができます。(※各選択肢の詳細は省令等)

・労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して選択することができます。(※各選択肢の詳細は省令等)

・事業主が措置を選択する際、過半数賛成等の意見聴取の機会を設ける必要があります。

・個別周知・意向確認の方法は、今後、省令により、面談や書面交付等とされる予定です。

② 所定外労働の制限(残業免除)の対象が拡大されます

施行日: 令和7年4月1日

改正前

3歳に満たない子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働の制限(残業免除)を受けることが可能

改正後

● 小学校就学前の子を養育する労働者が請求可能に

③ 育児のためのテレワークの導入が努力義務化されます

施行日: 令和7年4月1日

● 3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

厚生労働省  
新潟労働局

## 改正雇用保険法、改正特別会計に関する法律

### 教育訓練やり・スクリーニング支援の充実(令和6年5月10日公布)

(令和7年4月~)

① 自己都合で退職した者が、雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する教育訓練等を自ら受けた場合には、給付制限をせず、雇用保険の基本手当を受給できるようにする(※2)。

※2 自己都合で退職した者については、給付制限期間を原則2か月としているが、1か月に短縮する(通達)。

② 教育訓練給付金について、訓練効果を高めるためのインセンティブ強化のため、雇用保険から支給される給付率を受講費用の最大70%から80%に引き上げる(※3)。

※3 教育訓練受講による賃金増加や資格取得等を要件とした追加給付(10%)を新たに創設する(省令)。

③ 自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する新たな給付金を創設する。

## 改正雇用保険法、改正労働保険の保険料の徴収等に関する法律

### 育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保

(令和6年5月10日公布)

(令和7年4月~一部は公布日)

① 育児休業給付の国庫負担の引下げの暫定措置(※4)を廃止する。

※4 本来は給付費の1/8だが、暫定措置で1/80とされている。

② 育児休業給付の保険料率を引き上げつつ(0.4%→0.5%)、保険財政の状況に応じて引き下げ(0.5%→0.4%)られるようする(※5)。

※5 ①・②により、当面の保険料率は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整。

リーフレット

リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/1160000/00/001255172.pdf>



## 改正雇用保険法

### 雇用保険制度の見直し

(令和7年4月~一部は公布日)

○ 教育訓練支援給付金の給付率の引下げ(基本手当の80%→60%)及びその暫定措置の令和8年度末までの継続、介護休業給付に係る国庫負担引下げ等の暫定措置の令和8年度末までの継続、就業促進手当の所要の見直し等を実施する。

## 教育訓練給付の拡充【雇用保険法等の一部を改正する法律案】

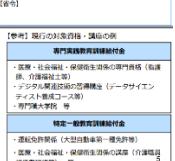
### 現状と問題

- 孕育休業給付の上限を超過した場合にその費用の一部を支給すること(教育訓練給付)を通じて、労働者の子育て支援している。
- 個人の主従なり・スクリーニング等への支障をより一層、強化・推進するとともに、その教育訓練の効果(資金上昇や再就職率)を高めいく必要があります。

### 見直し内容

- 教育訓練給付の給付率の上限を受講費用の70%から80%に引き上げる。(法律事項)
  - ・育児休業教育訓練給付金(中高生キャリア形成に資する目的)実効的(教育訓練効果を対象)について、教育訓練の受講率が会員の上昇に伴い、現行の追加給付金に加えて、更に受講費用の10%(合計80%)を追加して支給する。(省令)
  - ・特定一貫教育訓練給付金(就りやな育成施設及び学校がキャリア形成に資する教育訓練効果を対象)について、過剰報酬なし、見直した場合、受講費用の10%(合計90%)を追加して支給する。(省令)

<施行予定日> 2024(令和6年)10月1日



## 雇用保険の適用拡大【雇用保険法等の一部を改正する法律案】

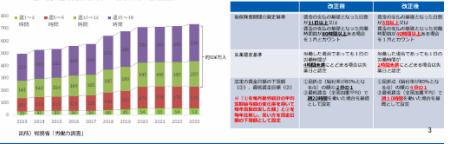
### 現状と課題

- 産育労働者の中で働き方や生計維持の柔軟性に対する課題を抱えていることを踏まえ、雇用のセーフティネットを広げる必要があります。

### 見直し内容

- 産育労働者の被保険者の変更のうち、過半数労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更し、適用対象を拡大。(4年度末時点の被保険者数は約4,479万人)
  - ・被育労働者(大企業勤務・複数勤務)の実数(会員数)が約2,400万人
  - ・産育・就業支援、就職斡旋の実績の実数(会員数)等

<施行予定日> 2028(令和11年)1月1日



# 労働法令の改正について

(金沢労働基準協会 R7.12.25)

令和7年中に改正公布された労働法令と令和7年中に改正施行された労働法令を掲載しています。

## 改正雇用保険法

### 高年齢雇用継続給付の支給率の引き下げ

(令和7年4月~)

60歳以上の従業員を再雇用する場合において、一定の要件(60歳時点の賃金額の75%未満)を満たした場合には、雇用保険から「高年齢雇用継続給付」が支給されます。

高年齢雇用継続給付は、65歳に到達するまでの期間において、60歳以後の各月の賃金の15%が支給されていますが、令和7年4月1日以降は、この給付率が15%から10%に引き下げられます。

リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/001328827.pdf>



高年齢雇用継続給付を受給予定の方、申請予定の事業主の方へ

令和7年4月1日から  
高年齢雇用継続給付の支給率を変更します

#### 高年齢雇用継続給付とは

60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給されます。

令和7年4月1日以降支給率が変わります。

毎月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下(61%以下)	毎月に支払われた賃金額の10%(15%)
64%超75%未満(61%超75%未満)	毎月に支払われた賃金額の10%(15%)から0%の間で、賃金の低下率に応じて賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で支給されている年
75%以上	不支給

※ これは令和7年3月31日以後の低下率・支給率です。

支給率・支給額・最高支給額の範囲内にあり、変更はされません。

#### 対象の方

令和7年4月1日以後に60歳に達した日(その日時点まで被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日)を過ぎた方が対象となります。



※ 令和7年3月31日以後に60歳に達した日(その日時点まで被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日)を過ぎた方が対象となります。

厚生労働省 労働局・ハローワーク LL061108保01

## 改正男女雇用機会均等法

### 求職者等に対するセクシャルハラスメント対策の義務化

(令和7年6月11日公布)

(公布後1年6か月以内の政令で定める日)

求職者等(就職活動中の学生やインターンシップ生等)に対して、セクシャルハラスメントを防止するための必要な措置

- 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発(例:面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等)
  - 相談体制の整備・周知
  - 発生後の迅速かつ適切な対応(例:相談への対応、被害者への謝罪等)
- を講じることが事業主の義務となります。

事業主の皆さまへ(全企業が対象です)

公表日:令和7年6月11日

### ハラスメント対策・女性活躍推進に関する改正ポイントのご案内

#### I: ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

- カスタマーハラスメントや、求職者に対するセクシャルハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！

(施行日:公布後1年6か月以内の政令で定め日)

#### カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすもの。

①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行なう

②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、

③労働者の就業環境を害する

カスタマーハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置

事業主の方針等の明確化及びその周知、啓発(例:面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等)

相談体制の整備・周知

発生後の迅速かつ適切な対応(例:相談への対応、被害者への謝罪等)

★ これら3つの要素に該当する場合、事業主、労働者、顧客等(カスタマーハラスメントのみ)が対象となります。

※ 3つの要素に該当する場合に該当するセクシャルハラスメントは、カスタマーハラスメントに該当しない場合、セクシャルハラスメントとして、他の利害者に対する高齢に看扁されがちな行為等も含まれます。

※ カスタマーハラスメントと見做す場合は、当社から、再販の権利等を削除しないものでなければなりません。また、被保険者登録登録の上記の対象の範囲を適用する場合があります。

#### 求職者等に対するセクハラ対策の義務化

- 求職者等(就職活動中の学生やインターンシップ生等)に対して、セクシャルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

事業主の方針等の明確化及びその周知、啓発(例:面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等)

相談体制の整備・周知

発生後の迅速かつ適切な対応(例:相談への対応、被害者への謝罪等)

★ これら3つの要素に該当する場合、事業主、労働者、顧客等(カスタマーハラスメントのみ)が対象となります。

※ 3つの要素に該当する場合に該当するセクハラ対策は、カスタマーハラスメントに該当しない場合、セクハラ対策として、他の利害者に対する高齢に看扁されがちな行為等も含まれます。

ハラスメントのない職場の実現に向けた国・事業主活動を強化します！

改正では、国が規範意識を醸成するため、国が取組活動を行なうため改められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を行なっています。

## 改正女性活躍推進法

### 女性の活躍のための情報公表の必須項目の拡大

(令和7年6月11日公布)

(令和8年4月~)

従業員数301人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」に加えて2項目以上の情報公表が義務となります。

従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」に加えて1項目以上の情報公表が義務となります。

(従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。)

リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/001502758.pdf>



## 改正女性活躍推進法

### 「ラチナえるぼし認定要件の追加

(令和7年6月11日公布)

(公布後1年6か月以内の政令で定める日)

「ラチナえるぼし認定の要件に、事業主が講じている求職者等に対するセクシャルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることが追加されます。

リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/001502758.pdf>

